

統合理論からみた EU の軌跡

—— 欧州統合のシナリオ(1) ——

松 井 隆 幸

目 次

1. はじめに
2. 新機能主義と制度化
3. 新現実主義から政府間主義へ
 - (1) 新現実主義の仮説—地域の「属性」から
 - (2) リベラルな政府間主義と国家主権
4. 政策決定プロセスと複合体としての EU
5. 結びにかえて

1. は じ め に

EU が市場統合を完成し、続いて経済統合のもう一つの目標であった通貨統合（正確には、EMU：経済通貨同盟の第三段階、1999年1月1日）がスタートしてからすでに8年が経った。そしてEUは、ローマ条約から今年で満50周年を迎えた。しかしその背景には、特にひどかった70年代の低迷期はもとより幾多の困難をも乗り越えてきた欧州統合過程の長い歴史がある。この欧州統合の歴史を振り返る際に、当然ながら経験的考察と理論的裏づけの2つの側面からの分析が要求されよう。今日であるからこそ地域統合モデルとして代表されるEUも、これまで各国間の信頼に基づかれた「結束（cohesion）」を合い言葉に、それを推進力として「共同体」を目指して、いわゆる「欧州化

〔Europeanization〕をはかってきた。しかし、何をもって欧州化とみなすのか、非常にむずかしい。本文でも指摘するが、制度的には共有の意思決定プロセスの基本原理とする「全会一致」などがEUに特徴的な独自の方式であろう。他方、マーストリヒト条約（1992年調印93年発効）で定められた「EU市民」なる称号も欧州化の第一歩を特徴づける言葉であるが、しかしEU市民権は行使の条件が各国の間で異なっているのが実情である。例えば、‘アメリカナイズ’された日本などとはよく言われるが、それも我々の頭の中に個人差はあるにせよ、‘アメリカ’という共有したイメージをいつの間にか抱いているからこそそう呼べるのである。しかし、‘ヨーロッパナイズ’された云々とはあまり聞いたことがないし、馴染みがない。食の洋食化、西洋風の建物、食生活や生活習慣での欧米化（あるいは西洋風）は日常よく使う言葉であるが、欧州化はめったに使わない。このことは、言い換えれば、我々がヨーロッパ（＝欧州）をたとえ充分熟知しているとしても、ヨーロッパについてある種の共有した認識や固定観念やイメージを持っていないことになる。それとも我々は、すでにオリент（東洋）に対してオクシデント（西洋、欧米、西欧）という言葉でひとまとめにして、頭の中で使い分けをしてしまっているのかも知れない。いずれにせよ、EUのアイデンティティの創出を求めて、これまで取り組んできたあらゆる政策やルール作り、そして制度化の試みと努力が「欧州化への道」につながっていることはまちがいない。

本稿では、この欧州化を念頭に置きながら、これまで論じられてきた伝統的統合理論を通じて、とりわけ国家主権と制度化の視点から欧州統合の軌跡をたどってみたい。そこには、これまでの数々の苦難の道をうまく乗り越えてきた、制度的構造に根付いた複合体としてのEUの姿をみることができよう。

2. 新機能主義と制度化

そもそも19世紀後半から生まれてきた機能主義の考え方は、意思決定が政治的領域に関与する場合に必ず国家間の利害衝突が生じることが前提とされて

おり、それを回避し国際システムの安定のために経済的領域などの政治的領域以外のところでの国家間協調を主張するものであった。この考え方を踏襲して欧州統合にみられるような超国家的機能をもつ組織づくりの理論的基盤となったのが、ここでいう新機能主義である。しかし新機能主義では、機能主義がそうであるように、後述する国家主権を重視する新現実主義とも違って、国家主権は制約されたものであった。

1950年代から60年代前半に展開された新機能主義の基本的な考え方は、経済学者バラッサにみることができる¹⁾。彼は地域統合をはかる場合、単線的経路をたどりながら統合が進展すると考えていた。すなわち、自由貿易協定(地域)→関税同盟→共同市場→経済同盟→政治同盟の統合モデルである。経済学者のハース²⁾やリンドバークは、バラッサの考え方に統合プロセスにおいて、いわゆる「スピルオーバー効果(spill-over)」を加えた。彼らによると、この波及効果の働きによって低次の政治(low politics)領域つまり非政治的領域から始まり、自動的に高次の政治(high politics)領域つまり政治的領域にたどり着く統合モデルである。別の見方をするならば、こうした一連の統合プロセスを通じた背後には各国の縛り(制約)が徐々に強まっていることがわかる。つまり主権国家としてのポジションが次第に薄れてゆくことを意味している。そして最終的な到達点が連邦主義的な国家形成という訳である。このことこそが、当時英国の前サッチャー首相が、共同体 EC として単一市場の創設(EU 発足)までの欧州統合を描き、連邦主義的な考え方を否定し国家主権にこだわり続けていた理由にほかならない。

ここで山本氏は、制度化のレベルから EU の位置づけを試みている。それによると、制度化の弱い→強い順(換言すれば、各国の国家主権の強い→弱い順といっても差し支えないであろう〔筆者〕)に並べると、①「無政府」、②「レジーム」、③「政府」、④「国家」となる。そして山本氏は今日の EU は③の「国家なき政府」の段階にあると位置づけている³⁾。

このように新機能主義の特徴は、一つに単志向性(＝一方向性)のロジックを展開していることであり、いま一つはそのために「スピルオーバー(波及効

果)」を通じた自動化プロセスを前提としていることである。この自動化プロセスは、社会的なものテクノクラートのものから成っている。前者は、一般に社会的行動主体が統合を要求する場合、その要求は既存のルールや制度及び組織などを利用して適度に調整することで満たされる一連のプロセスをいう。また後者は、専門家や例えばアジェンダを立案する超国家的テクノクラートの能力、さらに欧州委員会の手腕などに指導権が付与されるプロセスをいう。そして両者が結合して自動化プロセスが機能するのである⁴⁾。

しかし、新機能主義の考え方に対して、国家主権の制約の下でスピルオーバー効果の働きを通じて国家間協調の自動化をはかることの甘さ、つまりスピルオーバー効果に対する過高評価が指摘できる。よく言われるように、実際には、欧州統合の歴史は前進と停滞の繰り返しであり、決して単線的なものではなかったし、挫折を幾度も経験している。遡れば、1954年フランスの国民議会の反対で「欧州防衛共同体」の創設が実現できなかったことが物語っているように、当時新機能主義は頓挫をいち速く味わっている⁵⁾。なぜならば、「欧州石炭鉄鋼共同体（1952年）」→「欧州防衛共同体」へ、言い換えれば、石炭鉄鋼などの低次の政治領域→外交・安全保障などの高次の政治領域へ、と一気に首尾よく新機能主義のこのようなスピルオーバー効果が働かなかったからである。あれから50年の歳月が経ち、マーストリヒト条約では共通外交安全保障政策（安全保障・防衛政策）が折り込まれ、‘共通の立場’と‘統一行動’などが謳われた。皮肉なことにマーストリヒト条約以降、特に90年代後半から通貨統合に向けて漸次的な国家主権の薄らぎと共に新機能主義は再び注目されるようになった。今から想えば、国家主権の強かった当時、新機能主義者は各国政府の役割を甘く見すぎていたといえるであろうし、単志向的路線上を歩む統合プロセスの中では時期尚早であった感は払拭できない。

以上のように、新機能主義は一言でいうならば、どのような背景でEUの意思決定が展開されてきたのかという一つの考え方であり、次節でみるように主に加盟国間の交渉プロセスを説明した（自由主義的）政府間主義とは異なる⁶⁾。

3. 新現実主義から政府間主義へ

(1) 新現実主義の仮説—地域の「属性」から

これまで統合の「深化」に関しては、日本でも赤松要氏が「内部否定の矛盾」と「外部否定の矛盾」という2つの概念⁷⁾を用いて統合理論を展開しており、この両者の組み合わせによって統合への求心力が高まってくると結論づけている。しかし例えば、前述の単線の発展モデルを提示したバラッサやハースなどの新機能主義者さらに赤松氏など、他の統合理論がそうであるように、これらはいずれも統合の「深化」を説明するのに有効なものである。他方、ここ数年の間に地理的「拡大」が飛躍的に進んでいるが、こうしたEUの地理的拡大をどう読んだらよいのであろうか。

前出した単線の統合モデルでは、地域統合の「深化」の度合いを制度化レベルでみてきたが、この制度化レベルの違いを地域レベルの「変数」として説明したのが新現実主義的アプローチである⁸⁾。それによると、ある地域における特定の時点での地域統合の属性、すなわち①価値の収斂度、②経済的相互依存度、③参加国の数、④力の分布 (balance of power) をその要因として考える、いわゆる比較生態学的分析を試みたものである。それぞれの属性を欧州統合に照らし合わせると、①価値の収斂とは、1993年のコペンハーゲン基準 (民主主義体制の確立など政治的基準、市場経済化などの経済的基準、アキ・コミューノテール [EU 法体系] の履行などの法的基準) やマーストリヒト条約で定められた EMU (経済通貨同盟) 第三段階以降のための4つの経済収斂基準などがこれに相当し、収斂度の度合につれて制度化も進展するという仮説である。②経済的な相互依存は、例えば旧コメコン諸国との間ですでに締結していた欧州協定 (European Agreements) などで、EU 域内貿易の拡大や (準) 加盟国間の経済協力関係の強化を指し、相互依存度の高さに応じて制度化の進展度も決まってくるという仮説である。③参加国と④力の分布であるが、両者はお互いに関連しており、参加国間の力の分布状態が重要となる。つまり、覇権的な国は存在するものの、ある程度力の分布が平等な方がレジームは形成されやすい

という仮説である。これはクローンが提示した仮説で、彼は地域統合の制度化をレジーム形成と捉えている。確かに、参加国の数が多いほど「規模の経済」を享受できるし他地域への交渉力も強くなるであろうが、交渉時間も交渉コストもその分多くかかるであろう。逆に、参加国が少ないほど、制度化もしやすく統合も進展するということになる。

他方グリーコは、④力の分布に関連して「相対的な経済力の変化」という概念を用いて、その安定度が地域統合の制度化と密接に関わってくるという仮説を展開している⁹⁾。彼の考え方の背景には、通常自国の利益つまり絶対的利益 (absolute gain) である国益のみを追求するために行動をとる国家に対して、国際システムにおける国家の相対的地位もしくは相対的な力を拠り所として、各国家は相対的な力関係の変化つまり相対的利益 (relative gain) を重視するという性質を前提にしている。そしてこの相対的利益が損なわれる場合には、制度化は進展しないという訳である。

通貨統合以降の EU を振り返ってみると、単一市場 (ヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動) の完成と単一通貨ユーロの導入から①と②の仮説の正しさは検証されたし、米国のような覇権国家は存在せず、むしろドイツ・フランスそして英国といった覇権的国家が複数存在することで力の均衡がはかられていると判断すれば、クローン流の④の仮説も正しいように思われる。しかし、③の仮説を考慮に入れるとどうであろうか。ここ数年の EU への加盟ラッシュは、第 5 次拡大 (2004 年 5 月) で加盟国が一気に 25 カ国となり、さらに今年 (2007 年 1 月) のブルガリアとルーマニアの加盟で 27 カ国に拡大した。仮説が正しいとすれば、今日の EU 統合の進展度したがって制度化は進まない状況にあることになる。ここで EU をベクトル表示するならば、方向では制度化レベルで「国家なき政府」の段階にあり、大きさは最近の地理的拡大による加盟国数 27 カ国の拡大 EU が誕生した。したがって、④の力の分布から派生した「最適な力の分布」が果たして EU 域内に成立しているかどうかは、グリーコの考え方と合わせて別の視角からの検討が必要とされよう。

(2) リベラルな政府間主義と国家主権

これまで統合の度合を制度化レベルあるいは地域の属性から考察してきたが、ここでは、国家主権に眼を転じてみたい。新現実主義は、もともと伝統的現実主義の考えを踏襲したものであるが、その現実主義の基本的な考え方は、周知のように基本的行動主体が主権国家にあり、主権国家によって構成される国家間システムこそが国際秩序を形成しているのであり、国家間システムの本質は無政府状態（anarchy）にあるとするものである¹⁰⁾。

このように国家中心主義的な立場をとる現実主義者は、勢力国家すなわち大国主義的な論理構造をもって国益を追求する国家を念頭に置いている。こうして行動主体としての主権国家が合理的に行動することが前提とされる伝統的現実主義の考え方を受け継ぐ新現実主義¹¹⁾は、やがてミルワードやモラヴィシクなどの政府間主義（厳密には、ここでは自由主義的政府間主義（Liberal intergovernmentalism）をさす。以下、リベラルな政府間主義）者に継承される¹²⁾。1960年代後半から70年代初頭にかけて支配的であった政府間主義は、市場統合への道が具体化し始めた80年代中葉以降再び注目を浴びることになった。これまでの伝統的政府間主義が政府間もしくは国家間交渉で単なる国益のみを追求していたのに対して、新たに誕生したこのリベラルな政府間主義の基本的前提は、「国家は合理的な利己的行動主体であり、国家は（国民の選好を通じて）社会の要求を汲み取り、それらは集計され…国家は国際的舞台において諸国家の違いを超えて（自らの国益を損なわない範囲で）交渉する」¹³⁾（括弧内は引用者）というものである。すなわち国家間協調では、上述のように自らの国益を損なわない範囲でのみ行われるものの、交渉プロセスには当該国家の国民もしくは社会の要求が考慮されている点で、政府が国益のためだけに交渉を行う伝統的政府間主義と区別される。

さて、このように加盟国間の交渉プロセスを説明したリベラルな政府間主義は、新機能主義とは異なって、その対象がもともと国家主権を侵さない経済分野などに限定されており、安全保障や外交などの分野（新機能主義の言葉を借りれば、「高次の政治」）は初めから念頭になく、また「選好の形成（preference

formation)」と「国家間取引」の2段階の意思決定プロセスを経ることが想定されている。前者は、上述したように国民の選好によって統合に対する国内需要(=要求)が決定されることを示しており、この段階を経て後者の政府間交渉による取引に移る。つまり、選好の形成が統合に対する‘需要の創出’であるのに対して、国家間取引はいわば‘成果の提供’の場ということになる。

ここで、「国境を越えた外部性(transnational externalities)」と「外圧」の用語を用いて、国家間の政策協調に若干言及してみたい¹⁴⁾。前者は、例えばある国の政策が他国にマイナスの効果をもたらすようなことを指しており、域内においてマイナスの外部性を有する国の存在が、利害調整の場としてのある種の統合機関の必要性をもたらし、同機関を通じてひいては域内政府間の政策協調に向かわせることになるというものである。また後者は、域外からの「外圧」を利用することによって、統合もしくは政策協調をはかるといふものである。すなわち、「国境を越えた外部性」は、前出した赤松氏のいう「内部否定の矛盾」であり、「外圧」は「外部否定の矛盾」に相当するものと理解してよいであろう。しかし、このリベラルな政府間主義の基本的な考え方に対して、いくつかの批判がなされてきた。

その一つに、超国家性の問題があげられる。このことは、実はこれまでリベラルな政府間主義と区別してきた伝統的政府間主義が支配的であった1960年代前半当時に見出すことができるのである。EUは、これに関わる共同体(当時EEC:欧州経済共同体)の危機もしくは後退ともいわれる歴史的出来事を経験している¹⁵⁾。例えば、フランスのド・ゴール大統領が提唱した「政治同盟構想」(1961年)がそれである。政府間主義を基本原理とする同構想は、ベネルクス3国など当時連邦主義への傾斜を深めていた加盟国から超国家性を後退させるとして批判されている。また1965年には、フランスのド・ゴール大統領が政府間主義の立場から欧州委員会や欧州議会の権限強化に激しく反対しており、フランスの国益を脅かしかねないとして特定多数決制の導入に対しても反対し、他の5カ国と対立している。そしてフランスが強硬手段として諸機関の活動をボイコットするなど、共同体活動は危機的状態に陥っている。翌年、

フランスと他の5ヵ国との和解が成立〔ルクセンブルクの妥協〕したが、このことは加盟国（フランス）に対して事実上の拒否権認可を意味しており、共同体の意思決定システムの在り方を揺るがしかねない出来事であったといえる。こうした60年代におけるフランスのド・ゴール大統領の政府間主義に立つ行為は、リベラルな政府間主義についても当てはまり、政府間交渉を通じた国家間協調を重視するあまりに、連邦主義で代弁される超国家性あるいは欧州議会や欧州委員会の超国家機関の存在が見えてこないように思われる。

いま一つは、超国家性とも関連するが、国家主権の漸進的移譲に関するものである。すでに指摘してきたが、マーストリヒト条約によって通貨統合に向けた目標設定が具体性を帯びてくるにつれて、諸国家の役割も徐々に弱くなり国家主権もEUの政府当局に委ねられるようになった。こうして域内各国の国家主権の移譲は、欧州中央銀行の設立（1998年6月）による金融政策の一本化と各国中央銀行の通貨発行権の喪失等、さらに単一通貨ユーロの導入による参加国通貨の法的地位の喪失という形で行われた。リベラルな政府間主義は、もともと統合の対象が国家主権に抵触することの少ない経済分野に限定されたものではあったが、それは市場統合及び通貨統合によってみごとに達成されることとなった。しかし、限局的ではあるが国家主権それ自身の漸進的委譲とその結果として欧州中央銀行の設立という超国家性を、リベラルな政府間主義の立場からどのように解釈すればよいのであろうか。

4. 政策決定プロセスと複合体としてのEU

これまで第2節では新機能主義を、また第3節ではリベラルな政府間主義を中心に紹介しながら、それぞれの考え方を通じて欧州統合のプロセスを検討してきた。今日、欧州統合理論の代表的な考え方は、これら新機能主義派と（リベラルな）政府間主義派とに大別されるといってよいと思われる¹⁶⁾が、両者が両極に位置するにせよ、そうでないにせよ、「国家主権」の軽・重視の点では両者は競合的である。しかし、いずれも国家主権に抵触しない分野限定的か、

もしくはそこからスタートしている訳であるから、のちに言及するが両者の関係が競合的であると決めつけるのはやや強引な気がする。両者は相互補完的な要素を持ち備えているものと筆者は捉えている¹⁷⁾。

前節までの考察で明らかなように、これまでは国家主権に着目しながら制度化のレベルでEUの位置づけを試みてきた。その結果、今日のEUは「国家なき政府」の段階にあることが確認された。しかし、制度化レベルからの考察に加えて組織的レベルでのEUの意思決定を考慮すると、2つの視点からEUを捉えることができる¹⁸⁾。つまり一方で、超国家機関である欧州委員会や欧州議会、あるいは実務レベル（分野）の小さな意思決定からみると、確かにEUは高度に制度化した「国家なき政府」である。他方で、各国政府の首脳から構成された政府間交渉の舞台となる欧州理事会や閣僚理事会、あるいは地域全体の方向性を決めるような、どちらかといえば大きな意思決定の場合には、EUは国家主権が強く制度化レベルの低い「無政府状態（anarchy）」（つまり「政府間主義」）となる。このように視点の違いから、矛盾したかのように全く逆の位置づけができることになる。これは、言うまでもなく制度化のレベルと一国の国家主権の強さの度合が全く逆の関係にあるからにほかならない。なぜなら、政府間主義と超国家主義は、意思決定メカニズムに関しては両極の雄として対峙（競合）の関係にあるが、実際のEUの政策決定プロセスにおいては共存（補完的）の状態にあり、両者の組み合わせによって運営されているからである。換言すれば、両者は上手に‘棲み分け’を行っていると捉えることができる。

ところで、「国家なき政府」の段階にある現在のEUは、換言すれば安全保障分野・外交の統合を含まない‘EU政府’という訳である。このEU政府は、その特徴から2つの‘国家’論という捉え方がある。

一つは、‘ポスト近代国家’¹⁹⁾論である。これは、政治的権力や権威が国家に集中しないで様々な主体に分散され、軍事・外交・安全保障等の機能をもたない国家をいう。EUに当てはめるならば、EUの諸機関・各国政府など問題の内容やレベルに応じて意思決定主体の分散化をはかる、いわば複合的統合シス

テムとして EU を描くことができる²⁰⁾。

いま一つは、‘規制国家 (regulatory state)’ 論である。これは、文字どおり EU 自身がルール (規制) や基準を作成する一つの国家とみる考え方である。1990 年代初めに ‘規制国家’ として提唱したマヨヌによる EU の概念化は、当時古い諸制度に新鮮な見方を提供するとともに新しい比較分析の可能性を切り開いた²¹⁾。この規制国家は、単に国レベルの個別なルールや基準を作成するのではなく、地域全体のまさに超国家的な規範体系を作成しその運用にあたる国家を指している。このことは、今日のグローバル化の流れの中で、グローバル化が進展すればするほど、欧州化が要請される状況を反映したものであり、したがって欧州基準 (European standards) の創設の必要性に應えるものである。例えば、単一市場創設に関していえば、ドロール氏を委員長とする欧州委員会が発表した『域内市場白書』(1985 年) では、まさに EU の第一歩ともいうべき欧州レベルでの大規模な具体策が盛り込まれている。そこには、単一市場構築のために物理的・技術的・財政的な 3 つの分野で障壁を除去する必要があるとして、約 300 (正確には 282) 項目の障壁撤廃が定められている。しかし、これは単に規制を撤廃するという意味での規制の解除では決してない。それは、域内市場を構築し維持するために一定の新たな規範づくり (すなわち再規制) が必要とされたからにほかならない。そしてそれは、偶然の出来事ではなくて EU の制度的構造に根付いたものといえる²²⁾。

以上検討してきた ‘ポスト近代国家’ であれ ‘規制国家’ であれ、EU = 「国家なき政府」の議論の根底には、常に政府間主義に対比される超国家主義 (新機能主義から派生したもの) があることを忘れてはならない。そして EU の政策決定に関していうと、もともと欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) で形成され EU 法制定をはじめとする法令の提案権を有する超国家機関 (欧州委員会、欧州議会) に比べると、国家主権を背景に国益 (national interests) が直接反映される政府間主義に基づく政府間交渉機関 (欧州理事会、閣僚理事会) の方が、政治的経済的な国力の差が表面化することに注視していただきたい。域内各国の規模や国力等で持ち票が割り当てられた特定多数決方式を採用する閣僚理事会

は、まさに重層的構造（hierarchy）の形成の場である。これに対して政策決定には直接関係なく専ら執行機関としての役割に甘んじさせられたままの欧州委員会と比較すれば明白である。ヒエラルキー（重層的構造）と交渉の場で特権チャンネルを明確に強調する政府間主義といわれる理由もここにある²³⁾。

これまでの議論の根底には、EU条約で唱えられた政治的対立の解消手段であり政治的妥協の産物である「補完性原理」がある²⁴⁾。例えば、政策決定プロセスにおいて政府間主義に基づく政府間交渉機関と超国家主義に基づく超国家的機関による前述の加盟国政府とEU当局との‘棲み分け’がそうであるように、EU政策が加盟国独自で遂行されるか、加盟国とEUの共同で遂行されるのか、それとももっぱらEUによって遂行されるのか、といった欧州化の程度としてはかることができる遂行の分担もその一つの事例であろう²⁵⁾。しかし残念なことに、「補完性原理」に便乗して義務の不履行や責任回避など適用の逃避といった事態も生じ、その適用と矛盾が常に問題視されてきた²⁶⁾。

またEUは、法秩序により3つの柱から構成されている²⁷⁾。第一の柱は、単一市場、経済・通貨統合を包摂す欧州共同体である。一般に「共同体方式」と呼ばれるもので、国際条約などの政策決定プロセスでは欧州理事会と欧州委員会が提案し、閣僚理事会と欧州議会がこれを決定するというものである。やや‘連邦国家化’を呈しているであろうか。第二の柱は、共通外交安全保障政策（CFSP）、欧州安全保障・防衛政策（ESDP）で、第三の柱とともにマーストリヒト条約により設置されている。ここでは欧州委員会や欧州議会は入り込む余地はなく、専ら欧州理事会と閣僚理事会が中心に策定され、意思決定は加盟国間のコンセンサス方式で行われる。そして第三の柱は、司法・内務協力（JHA）（1999年より、警察刑事司法協力（PJCC）に改組）で、第一と第二の柱の中間的形態といわれているが、それでもやや高度な協力的政府間交渉といえなくもない。このように政策決定プロセスにおいては、複合体としてのEUはそれぞれの柱で超国家性の度合も異なっており、これまでうまく‘棲み分け’をはかってきた複合的な制度的構成の一面をみせている。

こうしてみると、EUおしなべて欧州の意思決定に関する欧州化は、これま

で決して均一化されてきたとは言いがたい。反対に、成果として打ち出された欧州政策は、様々な意思決定の様式・手段及び諸制度の複雑な混成物から成る‘パッチワーク (patchwork)’ のようなものといえるかも知れない²⁸⁾。しかしこのことがまた、これまで如何にして EU が行き詰まりから回避することができたのかという一つの理由でもある。

5. 結びにかえて

本稿では、欧州化を念頭に置きながら、伝統的統合理論の視点から国家主権と制度化に着目して欧州統合プロセスの軌跡をたどってみた。そして理論的には、新機能主義と政府間主義の双方の考え方が大宗を成していること、さらに意思決定プロセスにおいては、「補完性原理」により政府間主義（政府間交渉機関）と新機能主義から派生した超国家主義（超国家的機関）がうまく‘棲み分け’をしていることが分かった。ここでは、以下2つの点に関して若干の補足説明をすることで結びにかえたい。

第一は、2つの国家論についてである。本文では、EU の捉え方として‘ポスト近代国家’論と‘規制国家’論を躊躇なく並列的に紹介・検討してきた。確かに、ウェーバー的な近代国家（外交・安全保障等の機能が国家に集中）に対比されるポスト近代国家の考え方は、これから政治統合（協力）に向かう現段階での EU をみる限り正しいように思われる。しかし EU は、政策決定プロセスにおいてはむしろ複合的統合システムから成っているのである。すなわち、意思決定プロセスでみる限り、EU は制度的構造に基づいた‘複合体’として捉えることができる。もちろん、制度化のレベルからみれば、現段階での EU は「国家なき政府」であることに異論はない。

第二は、欧州化についてである。本文の冒頭でも指摘したように、欧州化の概念化は非常にむずかしい問題である。敢えて欧州化を定義するならば、欧州基準の創設と加盟各国の国内政治や国内政策に及ぼす影響の仕方及びその度合であらうか。本論でも言及したが、今日のグローバル化が進展するにつれて、

欧州化への要求が強まることはいうまでもない。それゆえ、規範体系やルール（規制）作りなどをし続けることが欧州化の道につながることを考えれば、EU自身が‘規制された国家’ということになる。要するに規制するということは、欧州としての規範・基準を作成することであり、欧州化と対をなすと考えられる。ただ、本稿を通じて欧州化に関していえることは、意思決定プロセスにおける欧州化は、少なくともこれまでは均一化の趨勢はみられなかったということである。

旧COMECON諸国を中心としたEU加盟による第5次拡大の余波は、今年のルーマニアとブルガリアの加盟をもたらし、EUはここ数年の間に一気に27カ国にも膨れ上がった。最近にみるマルタやキプロスの地中海島嶼国と旧東欧諸国の相次ぐEU加盟ラッシュは、単なる地理的拡大に留まらず経済的差異と政治的異質性をも包含するものである²⁹⁾。すなわち、こうしたEUの多元的空間の広がりには、同時に欧州化をますます困難にさせる要素となっている。この多元的空間と欧州化に関する検討は、次稿にゆずりたい。

(2007年6月7日脱稿)

注

1) Balassa [1] 参照。

2) Haas [5] 参照。

3) ①は、無政府状態にあり、政府間主義 (inter-governmentalism)。②は「政府なき統治」で、各国が抱えている問題解決のためにルール作りや政策的に協力を行うシステム。③は「国家なき政府」で、ある特定の問題（軍事・外交分野の問題を除く）について、集団的な決定を行い、それを実施する組織を有している。④は、軍事・外交の両分野において完全な共通政策（共通の立場、統一行動 [筆者]）をとる、例えば連邦主義的な一つの国家としている。山本 [17] 4~7頁参照。W. ウォーレスは、1980年代初頭のECは「レジーム」以上で「国家」以下のものであるとしており、そして最近、今日のEUを特徴づけて「国家なき政府」と位置づけている。同上書、7頁。

4) Peterson and Bomberg [10] pp. 321-322 参照。

- 5) EU が経験した挫折や危機の歴史については、大隈 [12] 28~30 頁に詳しい。また大隈氏は、「EU の生成・発展の歴史は、制度化の歴史である」(同, 26 頁)と指摘している。
- 6) Peterson and Bomberg, *op. cit.*, p. 323.
- 7) 「内部否定の矛盾」とは、域内での競争相手国同士の競争が却ってお互いに否定的効果を与え共倒れに導くような矛盾をいい、同矛盾の止揚(排除)が相互発展のために必要となるという。これに対して「外部否定の矛盾」とは、欧州(正確には西欧)域外から競争的圧力を受けることによって、否応なしに協調の方向に向かわしめることをいう。つまり、「外圧」に対抗するために競争相手である域内加盟国はお互いに手を組まざるを得ない状況に導かれるという訳である。赤松 [11] 4~8 頁, 松井 [18] 128~130 頁参照。
- 8) 山本, 前掲書, 12~15 頁参照。
- 9) 同上書, 14 頁参照。グリーコは、欧州で制度化が進んでアジア太平洋地域(APEC)で制度化が遅れている原因を相対的な(経済)力の安定度の違いから説明することで、彼の仮説の正しさを検証したという。なお、山本氏自身は、地域統合の制度化のレベルは、地域の属性によるだけでなく、政府間の交渉や国内政治の状況の結果でもあり、さらに統合の自動的な波及効果ということもある(例えば、制度化は時間の関数である)ため、必ずしも各時点の地域の属性という客観的な「変数」によってのみ決定されるものではないとしている。同上書, 15 頁。
- 10) 櫻井・小野塚編 [15] 39~42 頁参照。
- 11) 新現実主義の考え方の基本は、「行為主体としての主権国家は合理的に行動するという想定とともに、軍事力だけでなく経済力等を含めた総合的なパワーが覇権国に集中することで、国際システムが安定するという仮説を保持していることである。その典型例が覇権安定論(theory of hegemonic stability)であり、戦後国際政治経済の安定はアメリカの覇権によって達成された…」(櫻井・小野塚, 同上書, 42 頁)。
- 12) リベラルな政府間主義の考え方については、Moravcsik [9] および Jone and Verdun [8] pp. 44-46 を参照されたい。なお、本稿では取り上げなかったが、EU の制度的取り決めにおいて、ギャレット(Garrett)などの権限の分散化を唱えた制度的な政府間主義(institutional intergovernmentalism)の考え方がある。ギャレットは、制度的取り決めを説明するのにリベラルな政府間主義よりもより批判的なアプローチで機能主義的な考え方を展開している。Jone and Verdun, *ibid.*, pp. 46-47 参照。
- 13) Peterson and Bomberg, *op. cit.*, p. 322.
- 14) 「選好の形成」と「国家間取引」については、久保 [13] 100~103 頁([14] 51~54 頁)に詳しい。
- 15) 大隈, 前掲書, 29 頁参照。

- 16) ヴェルダンは、欧州統合理論を新機能主義学派と政府間主義学派に大別し、一方の極に新機能主義、他方の極に政府間主義が位置するスペクトラムに分類可能としている。久保〔14〕55頁参照。
- 17) ピーターソンとボンベルクは、両者の関係は競合的というよりは相互補完的な関係として捉えており、さらに新機能主義はどのような背景でEUの意思決定プロセスが発展したのかを論じたものであり、他方リベラルな政府間主義は加盟国間の交渉プロセスを説明したものであると指摘している。Peterson and Bomberg, *op. cit.*, p. 323.
- 18) 山本, 前掲書, 7頁参照。
- 19) ‘ポスト近代国家’に対して近代国家とは、権力・権威が国家に集中し、軍事・外交等の排他的な権限を有した、ウェーバー的な近代国家をいう。山本, 前掲書, 9頁。
- 20) 山本氏は、ポスト近代国家を「複合的統治システム」と捉え、この複合システムに一定の整序を与えるのが「補完性の原理 (principle subsidiarity)」（問題によってそれぞれ適切なレベルの主体に第一義的な権能を与える）であると指摘している。山本, 前掲書, 9頁。
- 21) Jachtenfuchs, *op. cit.*, p. 341.
- 22) *Ibid.*, p. 342. ちなみに障壁撤廃の達成率は95% (12カ国) で、22項目を除いて規制項目の撤廃が完了したといわれている。
- 23) *Ibid.*, p. 343.
- 24) 大隈, 前掲書, 30頁参照。
- 25) Jachtenfuchs, *op. cit.*, p. 339.
- 26) 大隈, 前掲書, 30頁参照。
- 27) 佐藤幸男監修, 高橋他著『拡大EU辞典』(小学館) 2006年, 22~33頁参照。
- 28) Jachtenfuchs, *op. cit.*, p. 340参照。世界システムの構築において、例えば国際諸機関や国際的ネットワークを重要視する制度主義の考えを受け継いだ「新制度主義 (new institutionalism)」について本文では取り上げなかったので、ここで簡単に言及しておきたい。この新制度主義の基本的立場は、多くの諸制度が政治的行動の源泉であるということにあり、EUにおける組織的レベルでの意思決定プロセスを理解するための分析上の方法を提供してくれる。例えばEUに関する新制度主義者の分析によると、EUの諸制度はしばしば意思決定プロセスの単なる裁定者以上であり、重要なプレイヤーとなってきたことを示している。ちなみに新制度主義は、「制度」と「組織」を区別し、前者は‘ゲームのルール’であり、後者は‘プレイヤー’であるとしている。J. Peterson and E. Bomberg〔10〕p. 324参照。新制度主義については、Mark A. Pollack, ‘Delegation and Agency in the European Community’, in B. F. Nelson and A. Stubb(eds), *European Union: Readings on the Theory and Practice of European, Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003を参照された

い。

29) EU の「東方への拡大」については、拙稿〔18〕を参照されたい。

参 考 文 献

- [1] Bela Balassa, 'The Theory of Economic Integration : An Introduction', in Brent F. Nelson and A. Stubb(eds), *The European Union : Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [2] J. Bradley, G. Petrakos and I. Traistaru(eds), *Integration, Growth and Cohesion in an Enlarged European Union*, Springer, US, 2005.
- [3] Lucian Cernat, *Europeanaization, Varieties of Capitalism and Economic Performance in Central and Eastern Europe*, Palgrave Macmillan, 2006.
- [4] Andrew Evans, *EU Regional Policy*, Oxford University Press, 2005.
- [5] Ernst B. Haas, 'The Uniting of Europe', in Brent F. Nelson and A. Stubb(eds), *The European Union : Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [6] Jörg Hufschmid(ed.), *Economic Policy for a Social Europe : A Critique of Neo-liberalism and Proposals for Alternatives*, Palgrave Macmillan, 2005.
- [7] M. Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Union', in Brent F. Nelson and A. Stubb(eds), *The European Union : Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [8] Erik Jones and Amy Verdun(eds.), *The Political Economy of European Integration : Theory and Analysis*, Routledge, 2005.
- [9] Andrew Moravcsik, 'The Choice for Europe', in Brent F. Nelson and A. Stubb(eds), *The European Union : Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [10] J. Peterson and E. Bomberg, 'Making Sense of EU Decision-Making', in Brent F. Nelson and A. Stubb(eds), *The European Union : Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [11] 赤松 要「欧州共同市場形成の理論」『世界経済評論』1957年8月号。
- [12] 大隈 宏「EU と APEC の軌跡－比較地域主義の視点から－」『国際問題』1997年11月号。

- [13]久保広正「欧州統合への理論的アプローチ」『経済学研究年報 48』（神戸大学）2002 年。
- [14]久保広正『欧州統合論』勁草書房，2003 年。
- [15]櫻井公人・小野塚佳光編『グローバル化の政治経済学』晃洋書房，1998 年。
- [16]J. ベルクマンズ著／田中素行訳『EU 経済統合－深化と拡大の総合分析－』文真堂，2004 年（Jacques Pelkmans, *European Integration: Methods and Economic Analysis*, 3rd ed., Financial Times Prentice Hall, 2006）。
- [17]山本吉宣「地域統合の政治経済学：素描」『国際問題』（日本国際問題研究所）1997 年 11 月号。
- [18]拙稿「どこまで進む EU 拡大事業－「バランス・オブ・パワー」のはざまの中で－」『愛媛大学法文学部論集：総合政策学科編』第 20 号，2006 年 2 月。